

令和6年度 第1回 総合教育会議

期日：令和6年10月24日

午後3時00分～

場所：湯前町役場 応接室

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

(1) 児童・生徒数の推移について

(2) 教育課所管諸事業について

(3) 湯前町奨学金・入学準備金基金及び

スポーツ災害見舞金会計について

(4) 教育委員会組織について

5. そ の 他

6. 閉 会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

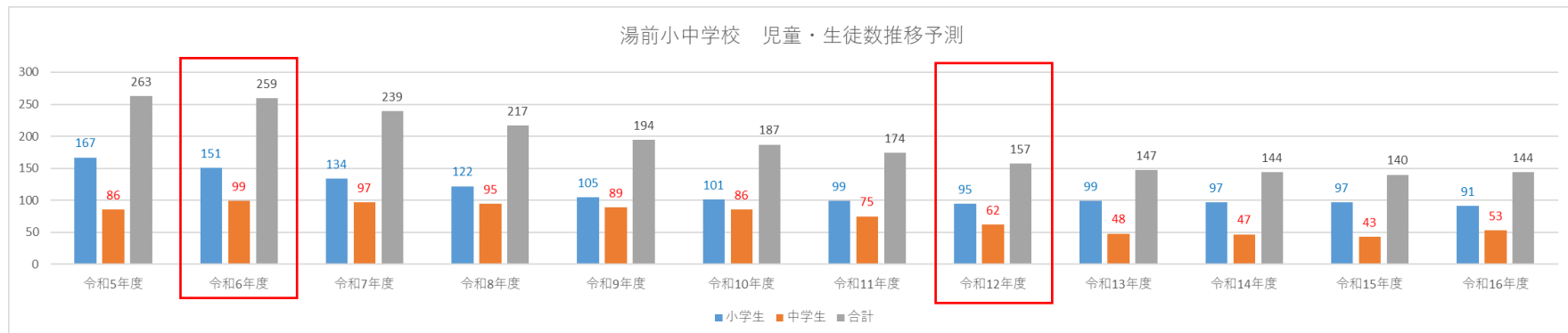
7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

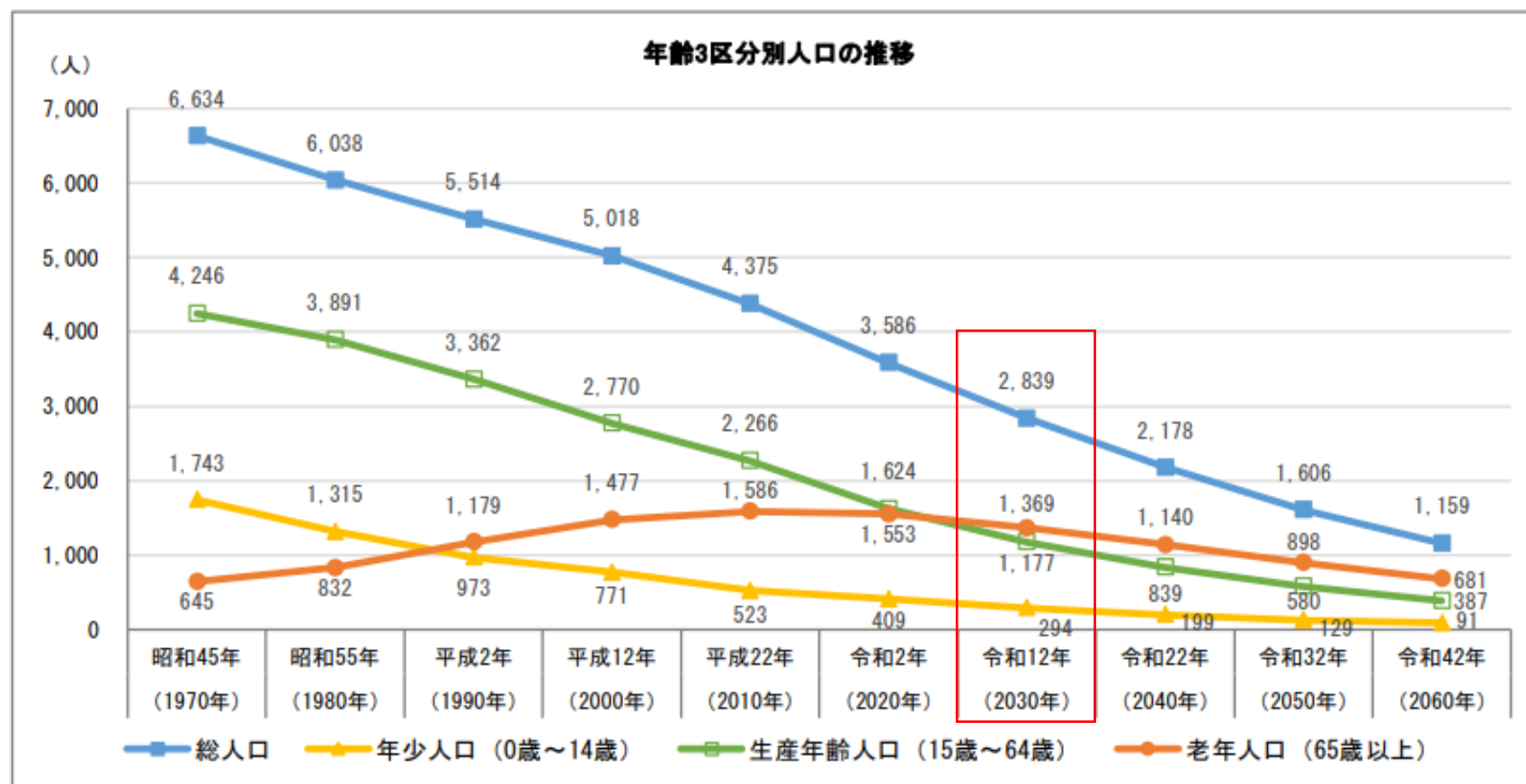
8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

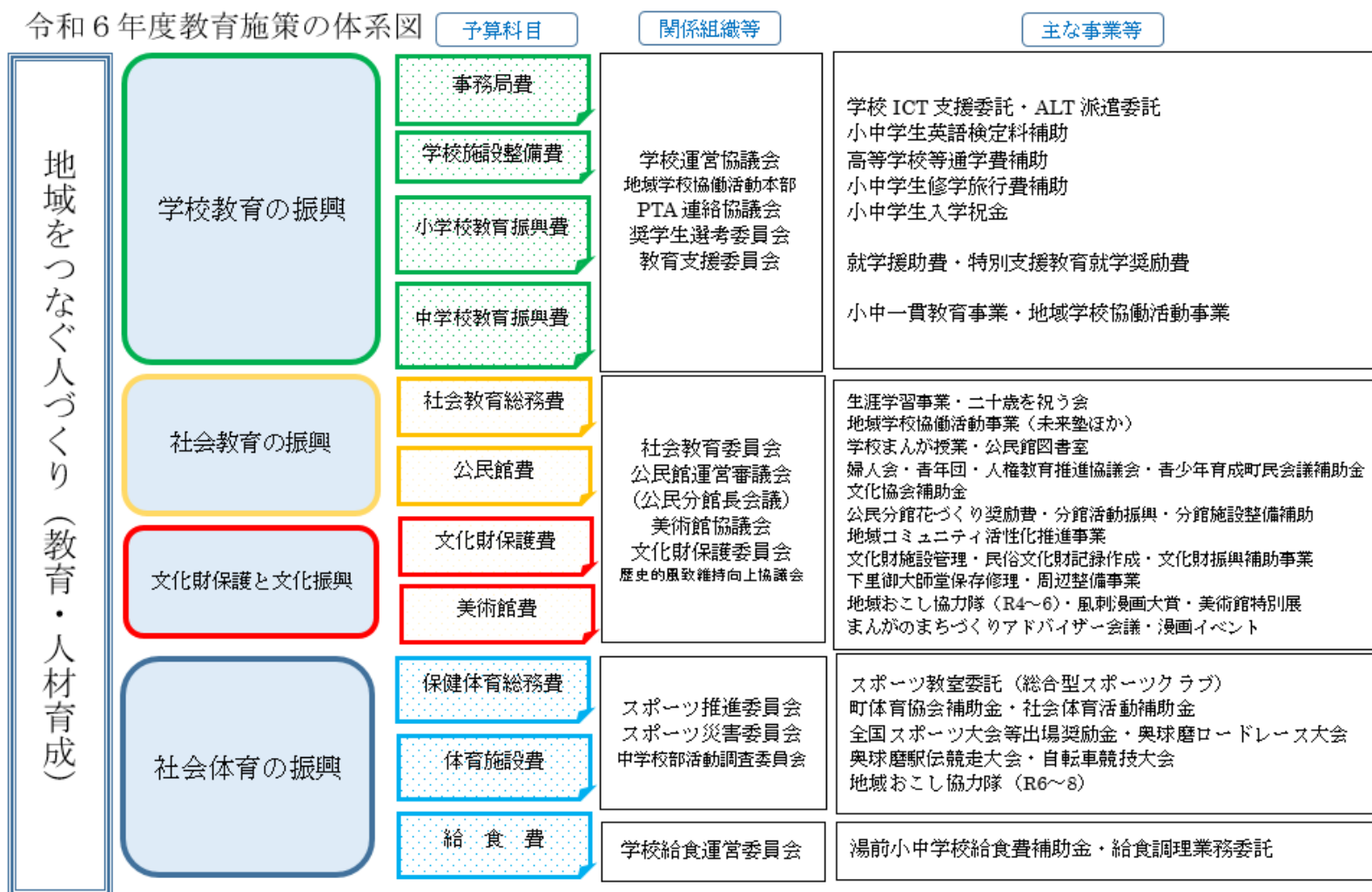
(1) 児童・生徒数の推移について

No	年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学生	中1	中2	中3	中学生	年度	小学生	学級数	中学生	学級数	合計
昨年度	令和5年度	18	24	32	28	28	37	167	31	30	25	86	令和5年度	167	10	86	5	263
現年度	令和6年度	19	18	25	32	29	28	151	38	31	30	99	令和6年度	151	9	99	6	259
1	令和7年度	11	19	18	25	32	29	134	28	38	31	97	令和7年度	134	8	97	6	239
2	令和8年度	17	11	19	18	25	32	122	29	28	38	95	令和8年度	122		95	6	217
3	令和9年度	15	17	11	19	18	25	105	32	29	28	89	令和9年度	105		89		194
4	令和10年度	21	15	17	11	19	18	101	25	32	29	86	令和10年度	101		86		187
5	令和11年度	16	21	15	17	11	19	99	18	25	32	75	令和11年度	99		75		174
6	令和12年度	15	16	21	15	17	11	95	19	18	25	62	令和12年度	95		62		157
7	令和13年度	15	15	16	21	15	17	99	11	19	18	48	令和13年度	99		48		147
8	令和14年度	15	15	15	16	21	15	97	17	11	19	47	令和14年度	97		47		144
9	令和15年度	15	15	15	15	16	21	97	15	17	11	43	令和15年度	97		43		140
10	令和16年度	15	15	15	15	15	16	91	21	15	17	53	令和16年度	91		53		144
	R5～11の1年生平均	16.7																





(2) 教育課所管諸事業について



I 学校教育

1 学校 ICT 支援委託【1,992 千円】

小中学校でのタブレット等 ICT 機器を活用した学習の技術支援等のために民間事業者へ学校での支援業務等を委託している。令和 6 年度は一財）たらぎまちづくり推進機構が受託。

2 外国語指導助手（ALT）派遣委託【5,096 千円】

小中学校での英語学習、保育園・こども園での英語体験、生涯学習事業の英語講座において、外国語指導助手の派遣委託を行っている。フィリピン国よりラニーガルシアフェルナンデス先生が 2 年目となっている。令和 6 年度に次年度以降分のプロポーザル入札を予定。

3 小中学生英語検定料補助【207 千円】

小中学生の英語検定受験料を全額補助、中学生 3 年生分は県補助事業を活用している。

年度	申請者数	補助金額	備 考
R4	実人員 23人 (延べ人数 30 人)	120,200 円	合格者延べ人数 22 名 準 2 級 : 3 名・3 級 : 7 名・4 級 : 8 名・5 級 : 4 名
R5	実人員 30人 (延べ人数 35 人)	127,800 円	合格者延べ人数 21 名 準 2 級 : 1 名・3 級 : 7 名・4 級 : 4 名・5 級 : 9 名
R6 (10 月)	実人員 41 人 小 9 人・中 32 人	118,100 円	準 2 級 3 名・3 級 8 名・4 級 12 名・5 級 18 名

4 高等学校等通学費補助【1,817 千円】

敬老祝金の単価減額により財源を確保して、令和 3 年度から公共交通機関の通学定期代を補助している（補助率 1/3）令和 6 年度より通学用自転車購入も補助対象として制度拡充を行った。（定期代補助との併用は不可）。

年度	申請者数	補助金額	備 考
R4	実人員 53人 (延べ人数 168 人)	1,555,200 円	
R5	実人員 51人 (延べ人数 164 人)	1,728,600 円	
R6 (10 月)	実人員 35 人 (延べ人数 57 人)	564,600 円	自転車 1 件

5 小中学生修学旅行費補助【900 千円】

小学生 1 万円・中学生 2 万円の交付単価で修学旅行費補助を実施、ふるさと納税が事業財源。

6 小中学生入学祝金【1,065 千円】

小中学校入学祝い金として、ふるさと納税を財源として 1 人 1 万円を給付している。(令和 5 年度までは中学校入学時 2 万円を減額)

6-① 中学生進級祝品【495 千円】

英語力向上のため、中学生進級祝品としてタブレット用ヘッドセットマイクを支給する令和 6 年度からの新規事業。令和 7 年度以降は中学校新 1 年生のみの支給となる。併せて、令和 6 年度から小中学校で使用する AI 型英語学習ソフトの導入【783 千円】を実施。

7 就学援助費【小学校 1,914 千円・中学校 1,370 千円】

学校教育法第 19 条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」の規定に基づき、要保護者（生活保護）・準要保護者に対し学用品費、給食費等の支援を行っている。近年は準要保護者のみで令和 6 年度は小学生 23 名、中学生 8 名が対象。(援助費は定額・交付税措置がある)

8 特別支援教育就学奨励費【小学校 442 千円・中学校 213 千円】

特別支援教育学級に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担軽減を図り、特別支援教育の振興を図るため学用品費、給食費等の支援を行っている。(援助費は就学援助費定額×1/2) 令和 6 年度は小学生 10 名、中学生 3 名が対象。

9 小中一貫教育事業

小・中学校が共通の学校経営目標を設定するとともに、「目指す子ども像」の共有化を図り、9 年間の系統的な教育課程の編成に努め、合同での学校行事開催や中学校教職員が小学校で指導する「乗り入れ授業」、小中学校合同行事などを行っています。小学校から中学校への滑らかな接続を図り、子ども一人一人に対応したきめ細やかな教育実践を行っている。

10 地域学校協働活動事業

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える取り組みとして、地域学校協働活動事業を実施。地域住民等で組織する地域学校協働活動本部と推進員を配置し、学校授業での地域住民による支援、小中学生と住民の交流活動、地域未来塾の開設などを実施している。関係事業費は国費を含めた県補助事業を活用している。

11 学校施設整備

令和 2～3 年度に小・中学校校舎の長寿命化改修、新型コロナ対策事業で中学校体育館トイレ整備、駐輪場整備、放送室改修を行っている。令和 5 年度に中学校グラウンド改修を終え、令和 6 年度は総務課所管事業で小学校体育館（指定避難所）の空調整備工事が行われている。令和 7 年度以降は小・中学校トイレ洋式化、小学校グラウンド改修、照明 LED 化改修を予定している。

学校施設整備履歴

年度	小学校	中学校	共同調理場
s56		校舎改築	
s57			
s58			
s59	校舎改築		
s60		玄関工事	
s61			
s62			
H1	国旗掲揚台新設	青雲橋・夕日橋整備	
H2	体育倉庫整備		
H3			
H4	体育館改築		
H5			
H6			
H7			
H8			
H9	屋外トイレ新設	エレベーター設置	
H10	PC教室改修		
H11		PC教室改修	
H12	外壁外装改修		
H13	下水道接続・防犯設備整備		
H14	校内LAN・図書室空調		
H15			
H16			
H17			
H18		新体育館	
H19		屋外トイレ整備	
H20	保健室シャワースペース・教室空調	教室空調	
H21			
H22		プール改修・音楽室テラス・照明空調	
H23	理科室空調	音楽室空調	
H24		柔道場屋根修理・体育倉庫部室新設	
H25			
H26	プール解体・グラウンド改修	小プール追加整備	
H27			新共同調理場整備
H28	校内LAN		旧共同調理場解体
H29	学童クラブ校内整備		
H30	トイレ改修（各階2基）		
R1	特別教室空調整備	空調改修	
R2	校内LAN改修・コロナ対策改修・ジャングルジム改築	校舎・音楽室長寿命化型改修	
R3	校舎長寿命化型改修	コロナ対策改修・体育館トイレ整備	
R4	体育館照明修繕・体育館トイレ修繕	自転車駐輪場・野球コートベンチ	空調改修
R5		グラウンド改修	
R6	グラウンド改修	事業延期	
R7			

II 社会教育

1 生涯学習事業【1,479 千円ほか】

教育委員会が主催者となって行うダンス、書道、民謡、健康麻雀等の学習講座で、中央公民館施設を主活動会場として地域住民 150 名弱が受講、特別講座では、歴史探訪、樹木の管理、博物館見学を計画している。

2 二十歳を祝う会【97 千円】

旧成人式で 20 歳到達者を中心として 1 月 4 日に式典及び記念植林を行っている。

3 地域学校協働活動事業（未来塾ほか）【675 千円】

I 学校教育の 10 と同一社会教育総務費に予算計上しています。

4 学校まんが授業【124 千円】

小中学校で年 1 回熊本大学等からの講師招聘により“まんが”に関する授業を行っている。

5 公民館図書室【220 千円】

中央公民館内に設置の図書室で、蔵書数 13,597 冊、利用者登録①町内 758 人（累計）/3,551 人（住基人口） $\div$ 21%、②町外 102 人の合計 860 人。図書貸出利用者数 594 人/年（推定施設利用者数 2,000 人）図書貸出冊数 1,502 冊（ $\div$ 2.53 冊/年・人）となっている。令和 6 年度の施設改修に伴い新設する図書交流棟に移転した。

6 社会教育関係団体等補助金【1,100 千円】

- （1）湯前町婦人会（360 千円）会員数 92 名・予算規模 583 千円
- （2）湯前町青年団（170 千円）団員数 26 名・予算規模 1,327 千円
- （3）人権教育推進協議会（100 千円）会員数 80 名・直轄団体
- （4）青少年育成町民会議補助金（200 千円）会員数 80 名・直轄団体
- （5）文化協会補助金（270 千円）会員数 136 名・予算規模 593 千円

6-① 地域人権指導員設置事業【2,988 千円】

令和 5～6 年度の 2 ヶ年度に県補助事業を活用し地域人権指導員を設置している。人吉球磨人権教育研究協議会の事務局が主要業務となっている。1/2 県補助金のほか事業財源として多良木町と水上村より負担金を徴している。

7 公民分館花づくり奨励費【90 千円】

町内 23 区 26 公民分館があり、分館施設等で花づくりを実施される場合 1 件 1 万円の奨励金を交付。

8 公民分館活動振興補助金【2,125 千円】

26 公民分館の活動経費等補助事業で、均等割と事業費割で補助金を交付。

9 分館施設整備補助金【364 千円】

公民分館施設の改修等補助事業（補助率 1/2）

10 地域コミュニティ活性化推進事業【500 千円】

令和 5 年度に新型コロナからの地域活動再開のために新設した事業で、分館振興補助金等の対象とならない地域共用施設整備や地域活動に対し定額上限 10 万円で補助金を交付。（公募型事業）

令和 5 年度実績

	申請者	事業内容	実績報告	
			対象事業費	確定金額
1	馬場公民分館長 永池継義	馬場稲荷神社周辺整備（樹木伐採）	504,630	100,000
2	田上区長 愛甲正之	倉庫新設	270,908	100,000
3	湯前町文化協会会長 中武典子	くまもと子ども芸術祭 2023 参加経費	87,655	86,000
4	野中田 2 区公民分館長 亀山哲馬	軽スポーツによる交流経費	57,097	49,000
5	下村公民分館長 木野峰	下村区遊園地グラウンド改修	132,256	100,000
合計			1,052,546	435,000

令和 6 年度実績（見込）

	申請者	事業内容	実績報告	
			対象事業費	確定金額
1	浅鹿野公民分館長 澤田郵司	広場ベンチ設置	50,000	50,000
2	中猪区長 深水一隆	区域の環境美化の整備（ごみ収集所設置）	200,000	100,000
3	牧良公民分館長 米岡 誠	広場休憩所改築	100,000	100,000
4	中里 2 区公民分館長 上米良秀人	駅前公園花壇整備	103,600	100,000
5	山ノ口公民分館長 野田幸二	観音堂樹木伐採	140,000	100,000
6	下村公民分館長 木野 峰	倉庫及びトイレ屋根修繕	45,431	39,619
合計			639,031	489,619

1 1 文化財施設管理【1,232 千円】

管理対象は、①明導寺阿弥陀堂（城泉寺・浄心寺）②八勝寺阿弥陀堂、③宝陀寺観音堂、④普門寺観音堂、⑤下里御大師堂、⑥上小原の 5 輪塔群の 6 カ所で、地域住民への管理委託、警備委託料、防災設備維持管理費、公衆トイレ維持管理費等。

1 2 民俗文化財記録作成

令和 4 年度からふるさと納税を財源として無形民俗文化財の「浅鹿野棒踊り」の記録作成を行っている。令和 6 年度は 0 予算で報告書を作成予定。この取り組みと併せ、中学校において篠笛や三味等の和楽器学習事業を令和 6 年度から開始した。また、湯前中学校の 20 年にわたる伝統芸能継承活動が評価され、古典の日文化基金賞特別賞を受賞している。

1 3 文化財振興補助事業【1,036 千円】

地域の文化財修繕や維持管理、民俗文化財の用具修理等に補助金を交付している。

令和 6 年度事業一覧

事業区分	申請者	対象指定文化財	事業内容	補助予定額
文化財関係振興事業	辻公民分館長	明導寺阿弥陀堂(城泉寺) 宝陀寺観音堂	地域活動・維持管理	100,000
文化財関係振興事業	馬場公民分館長	八勝寺阿弥陀堂	地域活動・維持管理	36,000
文化財関係振興事業	下里公民分館長	下里御大師堂	地域活動・維持管理	36,000
文化財関係振興事業	中猪公民分館長	上小原五輪塔群	維持管理	24,000
文化財関係振興事業	下城区・古城区(普門寺観音管理者代表)	普門寺観音堂	地域活動・維持管理	20,000
無形民俗文化財継承活動事業	東方組太鼓踊り保存会代表	東方組太鼓踊り	無形民俗文化財継承活動	99,000
無形民俗文化財継承活動事業	浅鹿野棒踊り保存会会長	浅鹿野棒踊り	無形民俗文化財継承活動	100,000
無形民俗文化財継承活動事業	球磨神楽保存会 市房山神宮里宮神社	球磨神楽	無形民俗文化財継承活動	80,000
無形民俗文化財関係修理等事業	東方組太鼓踊り保存会代表	東方組太鼓踊り	楽器新調	295,000
文化財関係振興事業	湯前町歴史的風致維持向上協議会	町内指定文化財	歴まち法の法定協議会活動	198,000
無形民俗文化財関係修理等事業	球磨神楽保存会	球磨神楽	衣装・道具の新調・修繕	48,000
計				1,036,000

1 4 下里御大師堂保存修理・周辺整備事業【20,000 千円】

熊本県指定文化財の下里御大師堂附厨子の解体保存修理が令和 5 年度に完了し、公園整備・休憩所新築等の周辺整備事業を行っている。令和 6 年度は公園景観舗装工事を予定している。

1 5 地域おこし協力隊（R4～6）

まんが美術館・文化財保存活用分野で令和 4 年度より 2 名の地域おこし協力隊を配属、主に美術館運営で活動し、令和 6 年度が通算 3 年目となり協力隊活動が終了予定となっている。

1 6 風刺漫画大賞【1,375 千円】

平成 4 年の美術館開館以来継続している風刺漫画公募事業です。累計 16 千作品を美術館に収蔵している。応募数の減少、デジタル・AI 対応、賞金・審査員の高齢化などの課題があり、令和 6 年度はデジタル作品も応募可能とした。

部 門	応募数	前年度 応募数	比較
一般部門	264	161	
ジュニア部門(小学生以下)	151	152	
ジュニア部門(中学生)	225	128	
合 計	640	441	199



1 7 美術館特別展【委託料 4,500 千円他】

美術館収蔵品以外の外部持ち込みによる企画展等の特別展費用として、令和 6 年度は 4,500 千円余りを予算計上。美術館改修工事（内装改修）が 10 月末に完了予定となり、美術館リニューアル特別展第一弾として「アニメ夏目友人帳 15 周年記念展」を 11 月 1 日より開催予定。

1 8 まんがのまちづくりアドバイザー会議

令和 4 年度から外部有識者によるアドバイザー会議を設置し、美術館やまんがフェスタ等の湯前町のまんがのまちづくり関連事業の評価・助言等をいただいている。

1 9 漫画イベント

企画観光課所管の“ゆのまえ漫画フェスタ”を最大イベントとして、漫画家トークショーやサイン会、声優イベント、漫画教室等を行っている。令和 6 年度は前年に引き続き熊本県補助事業の関係人口創出事業を活用して、マンガ教室、コスプレ関係事業等を計画している。

2 町体育協会補助金【1,260 千円】

陸上競技、バドミントン、テニス、卓球、グラウンドゴルフ等 15 種の競技団体が組織する湯前町体育協会へ補助金を交付。(会員数 285 名・郡体のみ 58 名)

3 社会体育活動補助金【113 千円】

少年剣道クラブ 25 千円、B&G 指導者会 88 千円補助金。

4 全国スポーツ大会等出場奨励金【1,201 千円】

町民の県大会以上への大会出場に奨励金を支出しています。コロナからの再開で件数・金額が増加傾向となっている。

R5 陸上競技、野球、トランポリン、空手大会など
18 個人延べ 40 人・2 団体

5 公認奥球磨ロードレース大会【令和 6 年度に事業終了】

6 奥球磨駅伝競走大会【1,500 千円】

令和 4 年度から上球磨 4 町村（あさぎり・多良木・湯前・水上）で開催をしている高校・大学実業団を対象とした駅伝大会です。令和 5 年度は 61 チームの参加があり主に国道 219 号をコースとして実施します。令和 6 年度は 10 月 6 日開催で高校の部 57 校・大学実業団 20 チームの計 77 チームが参加。

7 自転車競技大会【1,400 千円】

熊本県自転車競技連盟主催のツアーオブ九州自転車競技大会の開催に対し負担金を支出。令和 4 年度からの事業で今回 3 回目の湯前ステージは 8 月 17 日に開催され、開会レセプションも前日に行われた。

8 地域おこし協力隊 (R6~8)

地域住民の健康増進、運動・スポーツの習慣化等を目的として地域おこし協力隊 1 名を令和 6 年 4 月より配属します。埼玉県より元県立高校教諭が着任された。

9 中学校部活動の地域移行

全国的に中学校部活動の地域移行が課題となっており、湯前町では令和 4 年度に調査委員会を設置して現況調査と対応方針を検討、令和 5 年度は地域移行実証事業（県委託事業）として校外指導員の総合型スポーツクラブからの派遣や検討委員会での対応方針等決定した。地域移行の確立はできておらず引き続き検討状態で、近隣町村や民間事業者、生徒の動向等も確認しながら対応を進める。

10 社会体育行事

- (1) 春季球技大会
- (2) 秋季球技大会 (B&G 財団会長杯)
- (3) 町民体育祭
- (4) 町内駅伝大会 (令和 5 年度より休止・代替行事等)

IV 学校給食

1 湯前小中学校給食費補助金【13,093 千円】

令和 5 年度の 2 学期から給食費の無償化を行っている。令和 6 年度は年度当初から無償化とし財源は過疎債のソフト事業を活用。令和 7 年度以降は補助方式から一般会計の原材料費計上による無償化を検討中。

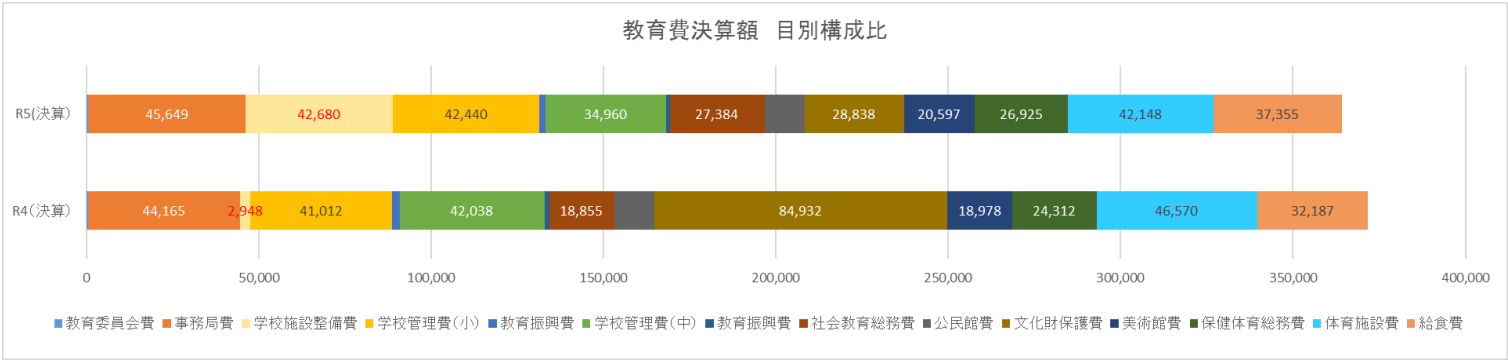
2 給食調理業務委託【19,168 千円】

学校給食調理業務は委託方式により実施している。人件費の上昇、人材確保等の課題があるが、令和 6 年度に令和 7 年度以降分のプロポーザル入札を予定。

令和 5 年度決算資料

単位:千円

教育費			項				目			
R4(決算)	R5(決算)	対前年		R4(決算)	R5(決算)	対前年		R4(決算)	R5(決算)	対前年
371,774	364,211	-7,563	教育総務費	47,657	88,952	41,295	教育委員会費	543	623	79
							事務局費	44,165	45,649	1,483
							学校施設整備費	2,948	42,680	39,732
			小学校費	43,223	44,312	1,089	学校管理費	41,012	42,440	1,428
							教育振興費	2,211	1,871	▲ 339
			中学校費	43,411	36,076	-7,335	学校管理費	42,038	34,960	▲ 7,078
							教育振興費	1,374	1,116	▲ 257
			社会教育費	134,415	88,444	-45,970	社会教育総務費	18,855	27,384	8,529
							公民館費	11,649	11,625	▲ 25
							文化財保護費	84,932	28,838	▲ 56,094
			保健体育費	103,069	106,428	3,359	美術館費	18,978	20,597	1,619
							保健体育総務費	24,312	26,925	2,613
							体育施設費	46,570	42,148	▲ 4,422
							給食費	32,187	37,355	5,168



1 教育総務費 対前年：41,295 千円

(1) 教育委員会費

教育委員会費は対前年で 79 千円の増、教育委員会臨時会の開催と球磨郡町村教育委員会連絡協議会負担金増 21,135 円（人球人権協負担金分）が主な増の事由。

(2) 事務局費

事務局費は対前年で 1,483 千円の増。人件費の増が主な事由で、新規事業の物価高騰に伴う教育費補助金 560 千円が純増。

(3) 学校施設整備費

令和 4 年度決算では、中学校での自転車駐輪場整備 2,948 千円のみであったが、令和 5 年度は中学校グラウンド改修工事関係で 42,680 千円を支出したため対前年で 39,732 千円の増となった。

単位：千円

項				目			
	R4(決算)	R5(決算)	対前年		R4(決算)	R5(決算)	対前年
教育総務費	47,657	88,952	41,295	教育委員会費	543	623	79
				事務局費	44,165	45,649	1,483
				学校施設整備費	2,948	42,680	39,732

2 小学校費 対前年：1,089 千円

項				目			
	R4(決算)	R5(決算)	対前年		R4(決算)	R5(決算)	対前年
小学校費	43,223	44,312	1,089	学校管理費(小)	41,012	42,440	1,428
				教育振興費	2,211	1,871	▲ 339

小学校費では、会計年度任用職員 8 名の人件費増 2,050 千円、委託料で令和 4 年度はコロナ対策の修学旅行バス増台と高木剪定業務があったため、対前年で▲748 千円の減、使用料及び賃借料で ICT 関連機器分が増加し 2,066 千円の増、備品購入で対前年▲2,156 千円の減があり、総体的に対前年で 1,428 千円の増となった。

教育振興費では、準要保護、特別支援教育奨励費の対象児童数が減少したため、対前年で▲339 千円の減となった。

3 中学校費 対前年：▲7,335 千円

項				目			
	R4(決算)	R5(決算)	対前年		R4(決算)	R5(決算)	対前年
中学校費	43,411	36,076	-7,335	学校管理費(中)	42,038	34,960	▲7,078
				教育振興費	1,374	1,116	▲257

中学校費では、会計年度任用職員 5 名の人件費増 518 千円、需用費のうち修繕料が対前年で▲2,753 千円の減（令和 4 年度は運動場ナイター施設や台風 14 号被害により修繕料 3,299 千円）、使用料及び賃借料で ICT 機器関連が対前年で▲4,287 千円、備品購入費で▲1,012 千円の減があり、総体的に対前年で▲7,078 千円の減となった。

教育振興費も扶助費対象生徒数が減少し、対前年で▲257 千円となった。

4 社会教育費 対前年：▲45,970 千円

項				目			
	R4(決算)	R5(決算)	対前年		R4(決算)	R5(決算)	対前年
社会教育費	134,415	88,444	-45,970	社会教育総務費	18,855	27,384	8,529
				公民館費	11,649	11,625	▲25
				文化財保護費	84,932	28,838	▲56,094
				美術館費	18,978	20,597	1,619

(1) 社会教育総務費

社会教育総務費では、会計年度任用職員 1 名の増、人事異動に伴う人件費の増で対前年 6,325 千円の増、社会教育施設整備事業設計監理業務委託料の前払分 4,100 千円及び令和 5 年度からの新規事業地域コミュニティ活性化事業補助金 435 千円が純増となり、総額で 8,529 千円の増となった。

(2) 公民館費

公民館費では、公民分館長謝金対前年で▲150 千円の減、需用費で光熱水費と修繕料等対前年で 726 千円の増、公民分館施設整備補助金で対前年▲748 千円の減となり、総額で 25 千円の増となった。

(3) 文化財保護費

文化財保護費では、下里御大師堂保存修理事業が完了し、現年度予算で対前年▲6,469 千円の減、繰越明許も対前年で▲49,625 千円の減となり、総額で▲56,094 千円の減となった。

(4) 美術館費

美術館費では、マンガフェスタの本格再開に伴い報償費で漫画家イベント謝金等対前年 1,357 千円の増、寄付金を財源として備品購入費で学習漫画全 250 作品 3,700 冊余りの購入費 2,999 千円が純増、需用費、委託料等の対前年減もあったが、総体的に美術館費は対前年で 1,619 千円の増となった。

5 保健体育費 対前年：3,359 千円

項				目			
	R4(決算)	R5(決算)	対前年		R4(決算)	R5(決算)	対前年
保健体育費	103,069	106,428	3,359	保健体育総務費	24,312	26,925	2,613
				体育施設費	46,570	42,148	▲ 4,422
				給食費	32,187	37,355	5,168

(1) 保健体育総務費

保健体育総務費では、人件費の増に加えスポーツ教室委託料及びスポーツコミュニティ活性化事業委託料で対前年 856 千円の増、負担金補助及び交付金で公認奥球磨ロードレース大会負担金と奥球磨駅伝競走大会の負担金合わせて 568 千円の増があり、総額で対前年 2,613 千円の増となった。

(2) 体育施設費

体育施設費では、委託料で社会体育施設総合整備事業改修工事設計監理業務委託料など対前年▲2,700 千円の減、同事業の工事請負費で対前年▲15,126 千円の減、繰越明許で工事費 21,002 千円を支出したため、総体的に対前年で▲4,422 千円の減となった。

(3) 給食費

給食費では、需用費で光熱水費と修繕料など対前年 1,292 千円の増、役務費・委託料で対前年▲512 千円の減、工事請負費は対象工事がなく対前年で▲1,524 千円の純減、原材料費で県補助事業を活用して学校給食用米（ぴかまる）の提供回数を倍増し対前年 284 千円の増、また、2 学期からの給食費無償化に取り組み、負担金補助及び交付金で対前年 5,701 千円の増となったため、総体的に対前年で 5,168 千円の増となった。

(3) 湯前町奨学金・入学準備金基金及びスポーツ災害見舞金会計について

① 湯前町奨学金・入学準備金基金

令和5年度
奨学金・入学準備金貸付基金の運用状況
(単位:円)

区 分	前年度末 現 在 高	令和5年度		
		増	減	年度末現在高
貸 付 金	30,556,058	4,440,000	6,529,000	28,467,058
預 金	39,443,942	6,529,000	4,440,000	41,532,942
合 計	70,000,000	10,969,000	10,969,000	70,000,000
		新規貸付 5名(奨5名・入0名) 償還満了5名(奨3名・入2名)		

令和6年3月31日 現在

令和5年度の内訳
貸付+猶予
貸付人数 9 名 (奨 9名、入0名)
据 置 中 0 名 (奨 0名)
猶 予 0 名 (奨 0名)
返 還 人 数 25 名 (奨 25名、入 0名)
計 34 名

(年間内訳)			(単位:円、件)												
	区 分	前年度末 現 在 高	令和5年度												年間合計
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
貸付	奨学金 準備金	件数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108件
		金額	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	4,440,000
	計	件数													0件
		金額													0
	奨学金 準備金	件数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108件
		金額	30,556,058	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000
償還	奨学金 準備金	件数	34	23	26	25	23	24	23	25	33	30	24	23	313件
		金額	747,500	489,000	491,000	498,500	483,500	493,500	470,000	517,000	783,500	593,500	493,500	468,500	6,529,000
	計	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
		金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	奨学金 準備金	件数	34	23	26	25	23	24	23	25	33	30	24	23	313件
		金額	747,500	489,000	491,000	498,500	483,500	493,500	470,000	517,000	783,500	593,500	493,500	468,500	6,529,000
免除	奨学金 準備金	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
		金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
欠損	奨学金 準備金	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
		金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
残高	奨学金 準備金	人数													
		金額	30,556,058	30,178,558	30,059,558	29,938,558	29,810,058	29,696,558	29,573,058	29,473,058	29,326,058	28,912,558	28,689,058	28,565,558	28,467,058
基金	増														
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減														
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現在高		70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	

奨学基金額の推移

(令和6年3月31日現在)

年度	基 金			返 還		貸 付 年 計	現 在 高	
	繰 入	減 額	現在高	返還額	免除・欠損		貸付額	預 金
19			101,593,000	12,812,000		4,564,000	56,384,058	45,208,942
20		31,593,000	70,000,000	12,005,000		6,020,000	50,399,058	19,600,942
21			70,000,000	10,716,200		6,240,000	45,922,858	24,077,142
22			70,000,000	11,353,600		7,330,000	41,899,258	28,100,742
23			70,000,000	8,514,500		9,240,000	42,624,758	27,375,242
24			70,000,000	7,327,400		8,220,000	43,517,358	26,482,642
25			70,000,000	8,425,700		8,940,000	44,031,658	25,968,342
26			70,000,000	7,843,400		10,464,000	46,652,258	23,347,742
27			70,000,000	10,009,700		10,654,000	47,296,558	22,703,442
28			70,000,000	9,463,500		7,744,000	45,577,058	24,422,942
29			70,000,000	6,472,640		9,400,000	48,504,418	21,495,582
30			70,000,000	6,748,000		6,360,000	48,116,418	21,883,582
31			70,000,000	8,363,100		5,040,000	44,793,318	25,206,682
令 2			70,000,000	8,882,900		4,340,000	40,250,418	29,749,582
令 3			70,000,000	7,492,360		2,960,000	35,718,058	34,281,942
令 4			70,000,000	9,962,000		2,400,000	30,556,058	39,443,942
令 5			70,000,000	6,529,000		4,440,000	28,467,058	41,532,942

② スポーツ災害見舞金会計 (別紙資料)

○湯前町スポーツ災害見舞金規則

(平成 29 年 4 月 1 日規則第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ事故により、災害を受けた者又はその遺族に対して見舞金を支給することを目的とする

(定義)

第 2 条 この規則において、定義はつぎのとおりとする。

(1) スポーツ災害とは、町、町教育委員会、湯前町体育協会（加盟団体）、地区・分館が主催・共催するスポーツ大会及び町代表として参加した郡、県、全国大会の練習及び競技中、生命又は身体に傷害を受けた事故をいう。

(2) 見舞金とは、スポーツ事故の被害者又はその遺族に対して支給する見舞金をいう。

(見舞金請求の手続き)

第 3 条 スポーツ事故が発生し、見舞金を受けようとする者は、別に定める様式により教育委員会へ提出しなければならない。

(1) 事故発生報告書（別紙）

事故発生報告書（別紙）

(2) 医師の診断書（所定の様式）

(3) その他医師に支払った金額の領収証等参考となる書類

(見舞金の決定・支給)

第4条 前条に掲げるスポーツ大会等に参加し、スポーツ事故等により死亡した者の遺族又は負傷者に対し、別表の種別において、見舞金と所定様式による診断書料を支給する。

2 負傷者が見舞金の支給を受けた後、そのスポーツ事故等に起因する災害の程度が別表に掲げる災害程度の種別の上位に移行したときは、移行前と移行後の種別に対する見舞金の差額を支給する。

(支給遺族の範囲)

第5条 見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲及び請求手続きをする者の順位は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23条）第42条から第44条までに準ずる。

[労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23条）第42条][第44条]

(見舞金の支給の制限)

第6条 被害者が次の各号に該当するときは、見舞金の全部又は一部を支払わないことができる。

- (1) 正当な理由がなく傷害の治療に関し、医師の指示に従わなかったとき。
- (2) 自ら故意又は重大な過失による事故により死亡又は負傷したとき。
- (3) 落雷、洪水等天災に直接起因した事故により死亡又は負傷したとき。
- (4) 届出の内容に偽りがあったとき。

(スポーツ災害委員会)

第7条 スポーツ災害委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 教育長
- (2) 区長会代表者
- (3) 公民分館長代表者
- (4) 町体育協会長
- (5) 町スポーツ推進委員会長

(会議)

第8条 スポーツ災害委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算に関すること
- (2) 規則の改廃に関すること
- (3) その他重要な事項に関すること

2 教育長は、スポーツ災害委員会の委員長となり、会務を総理する。

3 スポーツ災害委員会の議事は、過半数をもって決するものとする。

(事務局)

第9条 スポーツ災害見舞金支給に関する事務局は、教育委員会社会体育係にて行う。

2 社会体育係は、会計事務、運営事務をそれぞれ分けて担当しなければならない。

(会計)

第10条 この会の運営に要する経費は、スポーツ災害共済基金、その他をもってあてる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第12条 監事は、会計管理者、町スポーツ推進副会長の職にある者をあてる。

2 監事は、事業の業務及び会計を監査する。監査は、決算監査、随時監査を行う。

(報告)

第13条 委員長は、次に掲げるところにスポーツ事故災害の決算及び事業報告を文書で行う。

(1) 町長・議長

(2) 区長会、公民分館長会、町体育協会

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 5 月 9 日一部改正施行。

平成 30 年 5 月 23 日一部改正施行。

令和 元年 6 月 25 日一部改正施行。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに発生した災害については、湯前町スポーツ災害共済会の従前の例による。

【別表】

湯前町スポーツ災害見舞金

■治療を要する事故（入院）

項 目	見舞金
死亡	200,000円
3ヶ月以上の入院を要する場合	60,000円
1ヶ月以上3ヶ月未満	40,000円
7日以上1ヶ月未満	30,000円
2日以上7日未満	10,000円

■治療を要する事故（通院）

項 目	見舞金
3ヶ月以上の通院を要する場合	40,000円
1ヶ月以上3ヶ月未満	20,000円
7日以上1ヶ月未満	10,000円
1日以上7日未満	5,000円

■診断書発行手数料（実費）

(4) 教育委員会組織について

●資料2 教育委員会と首長との権限分担について

	教育委員会	首長
市町村	- 学校教育に関する事務 - 市町村立学校(小学校、中学校、幼稚園など)の設置・管理 - 学校教育事業の実施(学校の組織編制、教育課程、教科書採択、児童生徒の入退学、生徒指導、保健衛生、教職員の研修、施設設備の整備) - 社会教育に関する事務 - 公民館、図書館、博物館などの設置・管理、事業の実施 - 文化に関する事務 - 文化財の保存・活用 - 文化施設の設置・管理、事業の実施 - スポーツに関する事務 - スポーツ施設の設置、管理、事業の実施	- 学校教育に関する事務 - 大学の設置・管理 - 財務に関する事務 - 教育財産の取得・処分に関する事務 - 契約を締結する事務 - 予算を執行する事務
都道府県	- 学校教育に関する事務 - 県立学校(高等学校、特殊教育諸学校など)に関する事務(同上) - 市町村の行う学校の設置管理に関し - 高等学校、幼稚園などの設置廃止の認可 - 県費負担教職員の人事・研修、幼稚園教諭の研修 - 教科書採択地区の設定 - 社会教育に関する事務 - 図書館、博物館などの設置・管理、事業の実施 - 博物館の登録・審査 - 文化に関する事務(同上) - スポーツに関する事務(同上) - 教育に関する法人に関する事務(右記を除く)	- 学校教育に関する事務 - 大学の設置・管理 - 私立学校の所轄(私立小・中・高等学校、私立幼稚園の設置廃止の認可) - 財務に関する事務 - 教育財産の取得・処分に関する事務 - 契約を締結する事務 - 予算を執行する事務 - 教育に関する法人に関する事務 - 学校法人の所轄 - 宗教法人の所轄

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関する事。
- 二 幼保連携型認定こども園に関する事。
- 三 私立学校に関する事。
- 四 教育財産を取得し、及び処分する事。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

三 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関する事。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

教育委員会関係例規

第1章 教育委員会

湯前町教育委員会規則
湯前町教育委員会会議傍聴人規則
湯前町教育委員会公告式規則
湯前町教育委員会事務委任規則
湯前町教育委員会事務局組織規則
湯前町教育委員会公印規程
湯前町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
湯前町教育支援委員会規則
湯前町学校運営協議会規則
湯前町立小・中学校県費負担職員の訓告等取扱規程
湯前町立学校職員安全衛生管理規程
令和6年度湯前町就学援助費支給要綱
令和6年度湯前町学校給食費補助金交付要綱
令和6年度湯前町特別支援教育就学奨励費支給要綱
令和6年度学校給食安定供給支援事業補助金交付要項

第2章 学校教育

湯前町立学校条例
湯前町学校給食共同調理場設置条例
湯前町立小・中学校管理規則
湯前町立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
令和6年度湯前町小・中学生英語検定料補助金交付要綱
令和6年度湯前町高校生等通学費等補助金交付要綱
令和5年度物価高騰対策教育費支援補助金交付要項
令和6年度湯前町小中学校入学祝金支給要綱
令和6年度湯前町小中学生修学旅行費補助金交付要綱

第3章 社会教育

湯前町社会教育委員条例
湯前町社会教育委員会議運営規則
湯前町社会教育指導員に関する規則
湯前町中央公民館の運営に関する条例
湯前町公民館設置条例
公民館運営審議会規則
湯前町視聴覚教育器材の取扱いに関する規程
湯前町スポーツ推進委員会規程
湯前町スポーツ推進委員に関する規則
独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する規則
湯前町立学校の体育館使用条例
湯前町立学校の体育館使用条例施行規則
湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例
湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則
湯前町 B&G 海洋センターの設置及び管理に関する条例
湯前町 B&G 海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則
湯前町文化財保護委員会条例
湯前町文化財保護条例
湯前町指定有形文化財等の指定に関する規程
湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例
湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例施行規則
那須良輔作品の利用に関する規程
令和6年度湯前町全国スポーツ大会等出場奨励金交付要綱
令和6年度湯前町文化振興補助金交付要項
令和6年度湯前町公民分館の建設費、運営費及び敷地購入に係る補助金交付に関する規則
湯前町地域コミュニティ活性化事業補助金交付要項

令和6年度 教育委員会組織図・事務分掌

◎学校教育係
・教育委員会開催に関する事
・学校施設台帳に関する事
・叙勲・表彰に関する事
・教育事務の執行状況点検評価に関する事
・学校管理に関する事
・学校医に関する事
・学校運営協議会に関する事
・昇給昇格に関する事
・学級編制に関する事
・準要保護に関する事
・特別支援児童生徒に関する事
・湯前町教育支援委員会に関する事
・湯前町特別支援連携協議会に関する事
・就学(入学手続き等)に関する事
・就学時健康診断に関する事
・社会保険・雇用保険に関する事
・小中学校体育館使用許可事務に関する事
・学校財産災害復旧に関する事
・教科用図書に関する事
・奨学金貸付・徴収に関する事
・地方教育費調査に関する事
・教育費予算決算に関する調査について
・日本スポーツ振興センターに関する事
・ALT事務に関する事
・保・小・中連携事業に関する事
・児童生徒結核健診に関する事
・予算の差引、整理及び決算業務に関する事
・文書の收受、収発及び整理保管に関する事
・学校教育ICTに関する事(GIGAスクール事業)
・施設整備に関する事
・通学路に関する事
・入学祝い金・修学旅行補助・通学定期補助に関する事
・子ども議会に関する事
・小学校150周年記念に関する事

◎教育課全般
・教育課全般に関する事
・公印に関する事
・新型コロナウイルス対策に関する事
・所管施設防火管理者(改善センター・公民館・美術館)
・所管施設防火管理者(B&G海洋センター)
・文書主任(学校教育係)
・文書主任(社会教育係)
・文書主任(社会体育係)

◎学校給食共同調理場
・学校給食業務全般に関する事
・学校給食費徴収に関する事
・学校給食調理業務に関する事
・衛生管理業務に関する事
・学校給食費補助事業に関する事

◎教育課建設事業	
・教育課建設事業に関する事	
個別工事名称等	
下里御大師堂公園整備工事(第1期)	R6繰越明許
下里御大師堂公園整備工事(第2期)	R6当初 工事
下里御大師堂公園休憩所整備工事監理業務委託	R6繰越明許
下里御大師堂公園休憩所整備工事	R6繰越明許
美術館他改修・図書交流棟新築工事	R6繰越明許
まんが美術館改修工事設計業務委託	R6繰越明許
まんが美術館他改修事業	R6当初 監理・工事
明導寺阿弥陀堂屋根・九重石塔修理事業	R6当初 基本設計

社会教育関連
・社会教育全般に関すること
・社会教育各種団体に関すること
・社会教育委員に関すること
・球磨郡市社会教育連絡協議会に関すること
・地域学校協働本部活動に関すること
・二十歳を祝う会に関すること
・町子ども会に関すること
・青少年教育に関すること
・町青少年育成町民会議に関すること
・社会教育の補助金に関すること
・図書室の管理・運営に関すること
・読書活動に関すること
・親の学びに関すること
・人権教育に関すること
・町人権教育推進協議会に関すること

◎社会体育係

- ・社会体育全般に関すること
- ・社会体育施設の整備、管理保管に関すること
- ・社会体育の振興(各種大会)に関すること
- ・スポーツ推進委員に関すること
- ・総合型地域スポーツクラブに関すること
- ・体育協会に関すること
- ・海洋センターに関するすること(施設管理)
- ・海洋センターに関するすること(団体・指導者育成)
- ・スポーツ災害見舞金制度に関すること
- ・社会体育指導者等リーダー養成に関すること
- ・町民・生涯スポーツの振興に関すること
- ・社会体育団体等の指導育成に関すること
- ・社会体育財産災害復旧に関すること
- ・予算の差引、整理及び決算業務に関すること
- ・文書の収受、収発及び整理保管に関すること
- ・奥球磨駅伝、ロードレース大会に関すること
- ・自転車競技大会に関すること
- ・中学校部活動の地域移行に関すること
- ・地域おこし協力隊制度に関すること

公民館
・公民館運営に関すること
・生涯学習に関すること
・奥球磨セミナー、日本遺産講座に関すること
・分館長会に関すること
・公民分館の補助・育成等に関すること
・球磨郡公民館連絡協議会に関すること
・芸術・文化活動に関すること
文化財
・文化財に関する設備の修繕
・球磨地域文化財連携協議会
・文化財の保護・管理に関すること
・文化財保護委員会に関すること
・文化財の補助金に関すること
・歴史的風致維持向上計画に関すること
・御大師堂周辺整備計画事業に関すること
・民俗芸能の記録作成事業
・伝統芸能保存団体に関すること
美術館
・まんが美術館の管理・運営に関すること
・まんがフェスタに関すること
・美術館の展示に関すること
・那須良輔風刺漫画大賞に関すること
・収蔵品の管理・活用に関すること
・デジタルミュージアム構想事業(収蔵品デジタル保存)
・まんが美術館活用計画に関すること
・地域おこし協力隊制度に関すること
・漫画資源活用事業に関すること
社会教育その他
・社会教育財産災害復旧に関すること
・予算の差引、整理及び決算業務に関すること
・社会教育施設の整備、管理保管に関すること
・公用車の管理に関すること